

新型コロナウイルス
感染症の影響による



許さない!

佐賀県

弁護士会便り

第109号

R2/6/1
発行

新型コロナウイルス法律相談全国统一ダイヤル (受付: 平日正午~午後2時)

おなやみ コロナ
☎ 0570-073-567



オンラインでのご予約や相談の詳細はこちらから ⇒
<https://www.nichibenren.or.jp/news/year/2020/topic2.html>

女性弁護士による臨時無料法律相談

相談
無料

女性の権利110番

予約
不要

女性の権利一般に関する無料電話相談会を実施します。
電話での相談をご希望の場合は当日お電話ください。
女性に対する暴力(ドメスティック・バイオレンス、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント)や離婚に関する諸問題、職場における差別、同性婚に関することなど、女性弁護士が、対処の方法や正しい法律知識を提供し適切なアドバイスを行います。
お気軽に御相談ください。



日時 令和2年6月27日(土)
午前10時~午後3時

主催 佐賀県弁護士会・日本弁護士連合会
問合せ 佐賀県弁護士会

TEL 0952 - 24 - 3411

お知らせ

全件勾留阻止(準抗告)運動

皆さん、「勾留」という言葉をご存じですか?

これは、犯罪を行ったと疑われている人について、逃亡や罪証隠滅のおそれがあるなど、一定の要件を満たす場合に、その人を起訴するか否かを決定するまでの間、その身柄を拘束するものです。この勾留は、検察官が裁判官に請求し、裁判官が勾留する理由及び必要性があるかを判断するという流れで行われています。

勾留は、身体的自由という憲法上の権利を侵害するものであるため、勾留をすべきか否かの判断は慎重に行われなければなりません。しかし、今日の日本においては、検察官が勾留を請求した場合、裁判官による十分な検討がなされないまま勾留が認められている事案もあり、その結果、勾留することが不必要な事案についても身柄拘束がおこなわれているのが実情です。また、「人質司法」と表現されるように、この身柄拘束を利用して罪を認めさせる捜査がおこなわれることもあり、勾留という制度が自白獲得の手段として用いられている側面もあります。

我々、佐賀県弁護士会は、このような事態を非常に問題視しており、平成30年から、毎年6月1日から8月末日まで勾留阻止(準抗告)運動を実施し、大きな成果をあげています。もっとも、継続的な運動にしなければ意味がありません。検察官に対しては勾留請求をすべきか、裁判官に対しては勾留を認めるべきかについての慎重な判断を継続的に求めていくことこそが、不必要な勾留の撲滅につながるのです。そのため、今年もこれまで以上の運動を行い、検察官及び裁判官に対して、勾留についての慎重な判断を求めていきたいと思っております。

市民の皆様には、今日の日本における刑事司法の実情を踏まえまして、佐賀県弁護士会の勾留阻止(準抗告)運動の実施につき、ご理解いただければ幸いです。